

第4回千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会（概要）

- 1 日 時 平成17年9月6日（火）午後2時から午後4時30分まで
- 2 場 所 県庁中庁舎 3階 第1会議室
- 3 出席者 伊藤委員（部会長）、天野委員、大野委員、岡田委員、小山委員、魚住委員、佐藤委員、田中委員、辻委員、西分委員、丸山委員、山田委員

4 内 容

1 開 会

2 議 事

（1）千葉県食品安全条例（仮称）の基本的考え方の骨子（案）について

（2）その他

3 閉 会

5 会 議 要 旨

（伊藤部会長）

- ・ 第4回千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会を開催します。
- ・ 8月23日開催予定の部会が事務局の都合で、開催されなかったことについて、御理解をお願いいたします。
- ・ 事務局に報告書をお願いしてありましたが、北総地区タウンミーティングの意見等も参考に、もう1回皆さん方と意見交換をして、次回、協議会に報告できるような案を作成したいと考え、事務局に資料1として、「千葉県食品安全条例（仮称）策定に向けた基本的な考え方の骨子(案)」に今までにでた意見を記載したものを用意してもらいました。
- ・ 資料1の右側の今までにでた意見について、ご自分が発言した意見が記載されていないとか、記載されているが反映されていない等の御意見も含めて意見交換をして、次回の報告書として仕上げたいと思います。
- ・ また、北総地区タウンミーティングでの意見も踏まえて、検討すべき事項としての3点について、資料2・3・4と共に提出がありました。
- ・ 進め方として、資料1を検討するか、又は検討すべき事項から検討するか、どちらがよろしいでしょうか。

（岡田委員）

- ・ 事前に事務局から送付されてきました「基本的な考え方の骨子(案)」について検討をしてきましたので、資料1の検討から始めたらどうでしょうか。

（伊藤部会長）

- ・ では事務局から、前回から変更した箇所も含めて、資料1の説明をお願いします。

(事務局)

前回の意見を踏まえ、条例化の必要性・背景の内容の変更をした部分について説明。

(配布資料1)

(山田委員)

- ・ 事務局から資料1の説明を全てしてもらってから、意見を述べることになりませんか。

(伊藤部会長)

- ・ 資料1についての説明を受け、内容を念頭において、検討すべき項目について、検討・協議したいと考えています。

(山田委員)

- ・ 「基本的な考え方の骨子(案)」についての意見は、その後になるのでしょうか。
- ・ わたしは、検討すべき項目の検討の前に、「基本的な考え方の骨子(案)」についての意見を述べるのだと思っていました。

(伊藤部会長)

- ・ では、資料1の説明を全部してもらってから、内容について検討し、その中で検討すべき項目にあげられている遺伝子組換え食品や消費者の権利についての検討・協議をしていくという進め方にしたいと思います。よろしいでしょうか。

(事務局)

前回の意見を踏まえ、名称、目的、基本理念、責務・役割の内容の変更をした部分について説明。

前回の意見を踏まえ、基本方針、基本的な施策、体制の充実強化、組織の設置の内容の変更をした部分について説明。

(配布資料1)

(伊藤部会長)

- ・ 部会から協議会長に報告する報告書の記載方法ですが、文書よりも箇条書きのほうがわかりやすいと思いますので、ご了解いただければ、この資料の左側の内容の部分をこのままの形で、報告したいと思います。いかがでしょうか。

(魚住委員)

- ・ 協議会への報告書の記載方法は、定められた形があるのでしょうか。
- ・ 内容を詰めたものか、条例の素案をつくるのか、皆さんに確認したほうが良いと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 条例は議会が決めるもので、条例案は県が作成するものです。
- ・ 県の法律関係を所掌する部署が作成すると思います。

- ・ 部会は、基本的な考え方の骨子として、このような条例にして欲しいという考えを協議会に提出することになります。

(部会の設置要綱等で確認)

(丸山委員)

- ・ 前回、今回と検討し、詰めた内容である「基本的な考え方の骨子」を報告するという事は良いと思います。
- ・ 内容の部分だけでなく、意見も並列し、このような意見に基づいて、この内容になったとわかるようなまとめ方をしていただきたい。
- ・ 意見については、簡潔に整理することも必要だとも思いますので、それは事務局にお任せしたいと思います。
- ・ なぜかという、健康福祉千葉方式を採用してのタウンミーティングの開催や作業部会での検討があった訳ですので、そこででた意見をキチンと受け止めてこのような内容になっているとか、部会の中で合意が得られなかったり、条例になじまなく保留になっているとか、今後の検討事項になるとかも含めて、協議会の委員にわかるような記載方法が良いと思います。

(山田委員)

- ・ 協議会の委員の皆さんにも、県民の声を反映した部分を見ていただきたいので、タウンミーティングでの意見も資料として、キチンとつけていただきたい。
- ・ そうすると、協議会の委員の皆さんにも内容が良く見えてくるのではないかと思います。
- ・ より深く背景を理解していただくためにも、必要だと思います。

(魚住委員)

- ・ 協議会に報告し、協議会が県に報告し、条例にしていくというスケジュールですと、やはり、この作業部会やタウンミーティングでの議論がどのように変わっていくのかが気になります。
- ・ 何がどのように変わったのか、その理由についてきちんとした説明がないと、こうした作業をした意味がないので、(つまり今後の信頼関係にもつながりますので) そのケアは忘れずにしていただきたい。

(伊藤部会長)

- ・ 協議会への報告については、内容と意見、資料(タウンミーティングでの意見等)の3点で報告するという事で、お願いします。

条例化の必要性・背景について

(丸山委員)

- ・ 国の食品安全行政が大きく転換したことに伴い、条例が必要になったことを付け加えていただきたい。
- ・ 千葉県としての輸入食品対策についての記載がありませんので、これについての具体的な項

目をあとの部分に入れていただきたい。

- ・ 「協働」という言葉は聞きなれないのですが、何か特別な意味があって使っているのでしょうか。

(伊藤部会長)

- ・ 「協働」という言葉について、魚住委員から何か特別なご意見がありますでしょうか。

(魚住委員)

- ・ 現在、各自治体で、住民との「協働」ということがはやっていますが、事務局の真意までは、わかりません。

(事務局)

- ・ 関係者が、責務や役割を認識し、お互いに相手の立場を理解し、食の安全・安心確保という同じ目的に向かって、協力して、責務や役割に応じた作業を進めていくという意味です。
- ・ 輸入食品については、とても大事な事だという認識は持っていますので、体制の充実強化の監視・指導及び検査体制の充実強化の中で、輸入食品についての検査と表示の確認は、現在も個別事業として実施していますし、今後も強化することを考えています。

(伊藤部会長)

- ・ 「協働」という言葉が、不適切ということではなく、確認だけですか。

(丸山委員)

- ・ そうです。

(魚住委員)

- ・ 意見の中で、この言葉はぜひ内容にいれて欲しいという言葉あれば、今だしていただいたほうが良いと思います。

(西分委員)

- ・ 消費者の権利から始まる食の安全・安心を確保する条例が必要だということが、もっと明確にされていたほうが良いと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 消費者の権利については、検討すべき事項にあげられていますので、後ほどそこでの検討になるかと思います。

(魚住委員)

- ・ 「県民の視点を中心とした・・・」が気になります。「県民の視点にたった」という表現のほうが良いと思います。

(事務局)

- ・ 県民の視点にたった、県民の立場になってという表現が正しいものです。「県民の視点を中心とした・・・」は誤植です。「県民の視点にたった」に修正します。

名称について

(伊藤部会長)

- ・ 名称は、条例の内容によって決定されるものですので、ご意見をいただいても選択肢の1つで、最終的には、議会の場での変更もあると思います。

(山田委員)

- ・ 食品の安全だけでなく、安心という事が、リスクコミュニケーション等を含め、どうなのかという御意見もあったと思いますので、県民にとっての安心も入れて欲しいと思います。
- ・ 「安全・安心」という言葉を入れていただきたい。

(西分委員)

- ・ 「食品」ではなく、「食」という全般を表す表現と「安全・安心を確保するため」のような名称が良いと思います。
- ・ タウンミーティングでも使用された言葉ですので、県民にもわかりやすいと思います。
- ・ 例えば「食の安全・安心を確保するための条例」のような表現が良いと思います。

目的について

(事務局)

消費者の権利について、消費者基本法で明確にされ、今後この法の改正を受けて、千葉県消費者行政の在り方を含めて千葉県消費者保護条例を改正する方向で検討を進めていることを説明。食品行政における消費者の権利についても、千葉県消費者保護条例で規定されている各種権利の保障が及ぶものであることを説明。(配布資料3)

(伊藤部会長)

- ・ この骨子(案)の中で、例えば消費者の安全が確保される権利などは、含まれていると思いますし、条例化の必要性・背景でも「県民の生命や健康の保護が最優先」とされていますので、最優先に考えること以上の権利が何かあるのかとも思いますので、記載方法について御提案はありますか。

(魚住委員)

- ・ 千葉県消費者保護条例で規定されている各種権利の保障が及ぶという説明を受けましたが、もう一度確認させてください。

(事務局)

- ・ 千葉県消費者保護条例で規定されている権利は、1つの事象に対して特化した権利ではなく、食品を含む全ての事象に対する権利です。

(魚住委員)

- ・ 千葉県消費者保護条例で規定されている権利を、なぜ食品安全条例で記載してはいけないのかという説明もお願いします。

(事務局)

- ・ なぜ記載してはいけないのかというより、これから検討される千葉県消費者保護条例では、幅広く規定されるであろう権利のうち、食品に関する権利のみを先行して検討していくことは、相互の条例の整合性を図る上で難しいものがあるということです。

(魚住委員)

- ・ どのような不整合がでてくる可能性があるのでしょうか。

(事務局)

- ・ 具体的なものは、まだ見えませんが、食品の安全に特化した権利が幅広の権利の中にうまく取り込めるか等の問題がありますので、今現在は、食品の条例の中ではなく、千葉県消費者保護条例の中での検討にゆだねたいと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 食品安全基本法で消費者の権利が記載されていない訳を、私なりに考えると、権利の侵害は絶対に行けないことだが、消費者の権利を尊重した施策が進められているのであれば、更に重ねて権利をいう必要性があるのかなと思います。
- ・ 目的で「・・・安心できる食生活の実現に寄与する。」とあり、理念でも「県民の健康の保護が最優先・・・」とあることで、消費者の権利を尊重していると思います。

(丸山委員)

- ・ 千葉県消費者保護条例のように明確な形で盛り込むのではなく、例えば、目的に「・・・県民の健康の保護のため、消費者の権利の重要性に鑑み、・・・」とか「消費者の権利を尊重し・・・」とか北海道や宮城県では表現されていますので、いろいろ議論があると思いますので、このような形で一言入れられるかどうか事務局で検討いただきたいと思います。

(西分委員)

- ・ 「・・・消費者である県民の権利と役割を明らかにし・・・」というように権利をいれたらどうかと思います。

(岡田委員)

- ・ 消費者についても、生産者・事業者と同様の責務があるのではないかと。
- ・ 生産者の生産環境の保全に消費者も一緒に参加するとか、消費者も責任を持って行動するために、目的の中に「・・・消費者である県民の権利と役割と責務を明らかにし・・・」というような表現も入れたほうが、協働の意味も明確になるのではないかと。

(伊藤部会長)

- ・ 私なりに解釈すると、権利については、いれて欲しいという意見と入れなくても良いという意見もあるということですか。

(山田委員)

- ・ 県民に役割と責務まで押し付けられるのは、どうなのか。責務はいらないと思います。
- ・ 消費者は、老人や子供・障害者もいますので、役割と責務と2つも持つのは、どうなのか。役割だけで充分ではないか。

(魚住委員)

- ・ 群馬県の条例では、県民の責務という言葉を使っていますので、このことに関してどのような経緯でそうなったのか、どのような議論があったのかということがわかれば、次回に参考までに出していただきたい。
- ・ その他にも、できればこのことについて、サンプルとして、どのような議論が各県であったのかがわかれば次回、それを参考にしながら、具体的に検討していけるのではないかと思います。

定義について

(事務局)

条文で使用される用語の定義がされるため、条文で生産者の用語が使用されなければ、定義は不要となりますが、生産者という言葉を使用したいというご意見がありましたので、参考までに「生産者・事業者」という表現ではどうかという提案の説明。 (配布資料4)

(小山委員)

- ・ 定義の中に畜産業が、入っていません。農林漁業は入っていますが、畜産業が入っていないのは、どうしてでしょうか。
- ・ 千葉県は、畜産が多いのでぜひ入れていただきたい。

基本理念について

(岡田委員)

- ・ 環境が大事だと今の今までの意見を踏まえて、事務局は「・・・環境に及ぼす影響について配慮・・・」というまとめをしたと思います。
- ・ 私どもとしては、この表現は理念としては弱い、もう少し環境保全に努めるという立場でまとめていただきたい。
- ・ 例として「県及び県民は、それぞれの事業及び生活を行う地域において、環境保全に努め、地域の山や田、畑、川や海において、常に安全な食品が生産できるようにすること。」とまとめてきました。

(西分委員)

- ・ 環境保全是重要な事で、責務や役割にも関わることだと思いますので、岡田委員の意見を内容に入れたほうが良いと思います。

(山田委員)

- ・ 県及び県民という表現が、気にかかります。
- ・ 県、生産者・事業者及び消費者という表現のほうが良いと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 役所的にいうと長すぎるのではないかという気がしますが、どうでしょうか。

(岡田委員)

- ・ 長すぎればということであれば、「・・・環境に及ぼす影響について配慮・・・」という表現では弱いと思いますので、「環境保全に努める」という言葉を入れていただければと思います。

(大野委員)

- ・ 理念に「食の安心の確保」を入れていただきたい。
- ・ 県、生産者・事業者及び消費者が最大限の食の安心確保のために努力するという努力目標の内容が入れば良いと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 目的に「食品の安全・安心の確保に関し、基本理念を定めること。」とありますので、基本理念は、食品の安全・安心を確保するためのものであるという関係があります。
- ・ 大野委員の意見については、意見のほうに入れさせていただき、次回にまた検討させていただきます。

(辻委員)

- ・ 環境を確立していかないと、安全な食品にすべて影響していくと思います。
- ・ 内容があまり具体的だと、役所的ではないとのことでしたが、私たちが受けた条例なので、わかりやすく説明した内容ではいけないのですか。

(伊藤部会長)

- ・ 実際に条文を作成するのは、法律専門の人が作成することになると思います。
- ・ 内容に記載されていることが、そのまま条文になるわけでは、ありません。

(辻委員)

- ・ 北海道の条文は、わかり易く記載されています。
- ・ 千葉県も消費者がわかりやすいような条文にしていっていただきたいと思います。

(魚住委員)

- ・ 私たちが議論する上で、どこまで役所のことを考えていかなければいけないのか、そもそもそのような必要性があるのか疑問です。
- ・ 私たちの意見が修正される可能性があるのであれば、誤解のないようにする必要がありますが、たとえば、熊本県の条例はかなり細かく具体的に記載されていますので、他県ではこのような記載がなされていることを指摘しておきたい。
- ・ 意見欄でなく、議事録で結構です。

責務・役割について

(岡田委員)

- ・ 生産者・事業者の責務として、「・・・安全・安心な食品の提供に努めること。」という表現ではインパクトが弱いので、責務らしい表現を考えてきました。
- ・ 「県民の命と健康を害さない安全な食品を提供する責任を自覚し、より安全な生産・加工及び生産環境の保全に努めること。」

(丸山委員)

- ・ 単純に3つの言葉を入れていただきたい。
- ・ 「ちばエコ農産物」と自主的な取組みの例として、「H A C C Pの導入」と「トレーサビリティの拡大」を入れていただきたい。
- ・ 内容が抽象的で、具体的な言葉に欠けるように思いますので、具体的な例を入れるように検討していただきたい。

(小山委員)

- ・ 農薬の使用基準や添加物や輸入農産物に関することは、生産者・事業者の責務の中に入るのか、定義の中か、まったく入らないのか教えていただきたい。

(伊藤部会長)

- ・ 岡田委員の発言にある「責任を自覚し」の例示というニュアンスですか。

(小山委員)

- ・ どこかに入らなくてはいけないのではないかという生産者としての思いがあります。

(山田委員)

- ・ そのようなことであれば、生産者・事業者の責務として、「食に関わる安全・安心確保のための関連法令の遵守」とかの記載が必要ではないか。

(伊藤部会長)

- ・ 法令の遵守等の言葉で良いでしょうか。
- ・ 法令といえば農薬の使用基準や添加物も全部入りますが、もっと具体的に表現したほうが良いのでしょうか。

(小山委員)

- ・ わかりやすく言葉を入れていただいたほうが、良いです。生産者も考えてやっていかななくてはいけないので、言葉で表していただきたいと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 後のほうで具体的な例をあげて、例えば体制の充実強化で具体的な例をいれて、責務には総論的なことを入れるという方法もあるかもしれません。
- ・ また、次回検討したいと思います。

基本方針について

(魚住委員)

- ・ 基本方針の主語は、「知事は、」ということによろしいですか。

(事務局)

- ・ そういうことになります。(後で修正あり。)

自主的活動の支援、関係団体との協働、情報の公開、意見交換等の促進、施策に関する提案、体制の充実強化について

(魚住委員)

- ・ 施策に関する提案について、実効性を持たせるのであれば、提案先を明確にさせるべきだと思います。
- ・ 協働ということであれば、実効性も重要なので明確にさせるべきだと思います。

(山田委員)

- ・ 基本的な施策として、自主的活動の支援が急にでていて、気分的にそぐわないと感じました。
- ・ 県の責務がありますので、以下のことをやっていくという一文なり、コメントが欲しい。
- ・ 自主的活動に対して、県のすべきことが記載されていたほうが良いと思います。
- ・ 自主的活動の支援という言葉がいろいろと記載されていますが、これは生産者・事業者の自主的活動を支援ということなので、施策として「県民に対しての学ぶ場の確保」を入れるとか、自主的活動の支援の中に「県民が食の安全・安心を確保するための自主的な活動を支援する。」とかが入っていると良いと思います。
- ・ 自主的活動の支援は、生産者・事業者のことばかり書いてあると思います。

(辻委員)

- ・ 食育に関して、学校給食から千産千消や食育を行うようにしていただきたいと思います。
- ・ 子供たちに学校給食を通して、食育を学んで欲しい。
- ・ 具体的に、一消費者がわかるような「食育」が入れられないか。

(事務局)

- ・ 現在、食育基本法に基づいた千葉県食育基本計画の策定を検討中ですので、この条例では食の安全・安心に関する情報提供をして、県として食育基本計画の推進を図っていくこととなります。
- ・ この条例と食育との関係は、重要な関係だと思っています。

遺伝子組換え食品等の規制等について

遺伝子組換え食品等について、法的に記載されていることの確認と国の業務と県の施策事業等の確認の説明。（配布資料2）

（西分委員）

- ・ 条例になじまないといわれますが、北海道でも新潟でも交雑の問題が起きています。
- ・ その際に、行政で条例や明確なガイドライン等が作成されていなかったための混乱も起きています。
- ・ 県内で誰かがGM作物を栽培したときに、防止できないということは、とても不安です。
- ・ カルタヘナ法では、不十分な部分があるという問題もあります。
- ・ 千葉県の条例では、法では規制できないが、消費者が安心できるような措置が講じられるような項目なり、文言なりが必要だと思います。
- ・ GM作物の交雑について、何らかの措置をするということを、意見ではなく内容に入れていただかないと、消費者としては不安です。
- ・ 3回のタウンミーティング及びこの作業検討部会で出ている意見を取り入れないことは、問題です。

（丸山委員）

- ・ これだけタウンミーティング等で意見がでていのに、まったく触れないということは、まずいと思います。
- ・ 提案ですが、どういう形で触れることが良いのかについては、宿題ということで、次回改めて議論することで良いのではないのでしょうか。

（伊藤部会長）

- ・ GM作物の交雑問題については、条例に必要かどうか疑問だとの声もありますので、次回は出席している皆さん全員に発言していただきたいと思います。

（事務局）

- ・ 魚住委員からの（基本方針に関する）質問に対する回答について、補足があります。
- ・ 県の責務を受けて、自主的な活動の支援や体制の充実強化をする訳ですので、今の段階ではこのままで、「県は」「知事は」という表現は最終段階にしたいと思います。
- ・ 一般的には、「知事は」が多いと思いますが、最終的な決定は、条例にする際にしたいと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 魚住委員の意見の趣旨は、主語を明確にしたほうが良いということですか。

(魚住委員)

- ・ そうです。

(伊藤部会長)

- ・ それでは、次回は9月16日ということで、これで終了したいと思います。
- ・ どうもありがとうございました。